

契 約 書

1 委託業務名 ○○○○○○

ただし、仕様書のとおり

2 契約金額 ￥0 00, 000, 000. -

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 1〇〇分の〇〇を乗じて得た額である。

なお、月額は支払内訳書のとおり

自 年 月 日

3 履行期間
至 年 月 日

4 契約保証金 免 除

年 月 日

発注者 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者

受注者

(業務の処理)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき業務を処理するものとし、履行期間内にその業務を完了するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第2条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た発注者の情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、業務の履行のために使用した一切のデータを履行場所から持ち出してはならない。

(業務の監督)

第5条 発注者は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

(業務の報告)

第6条 発注者は、必要があるときは受注者に対して業務の処理状況について報告、若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 発注者は、やむを得ない理由により必要がある場合には、業務の内容を変更し又は業務の処理を一時中止することができます。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、双方協議して書面によりこれを定めるものとする。

(検査等)

第8条 受注者は業務を完了したときは、速やかにその旨を発注者に通知するものとする。

2 発注者は前項の通知を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり業務について是正又は改善を求められたときは、受注者は遅滞なく当該是正又は改善を行い、再検査を受けるものとする。

4 業務は、検査に合格したときをもって完了するものとする。

(契約金額の支払)

第9条 受注者は、前条の規定により検査に合格したときは、所定の請求書により発注者に契約金額の支払を請求するものとする。発注者は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 前項の代金に1円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てるものとする。

3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、消費税等の税率の変動事由が生じた日をもって、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用される場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(履行期間の延長)

第10条 受注者はやむを得ない理由により履行期間までに業務を完了し難いときは、発注者に書面をもって履行期間の延長を求めるができるものとし、その延长期間は双方協議して定めるものとする。

(目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任)

第11条 発注者は、引き渡された目的物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があるときは、その補修、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に

不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発注者は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 履行期限までに債務の履行が終わらないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約の条項に違反し、又は契約の履行につき不正行為があつたとき。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、発注者の行う監督又は検査に際してその職務執行を妨げたとき。

2 前項の解除により受注者に損害があつても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその期間を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(損害賠償)

第14条 受注者は、次のいずれかに該当する場合においては、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由があるときは、この限りでない。

(1) 前2条の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその契約の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の契約について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- （目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間）

第15条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

（談合その他不正行為に係る解除）

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、名古屋港管理組合財務規則（昭和39年名古屋港管理組合規則第7号）第170条第1項第3号に規定する不正行為とみなし、契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和2年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に独占的状態があつたとして独占禁止法第8条の4第1項の規程による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、第14条の定めるところによる。ただし、この解除により受注者に損害を及ぼしても発注者はその責を負わない。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第17条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 受注者は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになつたとき。
- (3) 受注者が発注者に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帶して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、この契約において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、発注者への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(名古屋港管理組合財務規則等の遵守)

第19条 この契約の条項に定めるもののほか、受注者はこの契約の履行に関し、名古屋港管理組合財務規則その他発注者が定める条例、規則等及び関係法令等を遵守しなければならない。

(協議)

第20条 この契約に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。